

第 1 問 答案用紙< 1 > (租 税 法)

問題 1

問 1

A社の令和元事業年度の所得の金額の計算上、土地甲の譲渡利益額に相当する3,000万円は益金の額に算入する（法人税法61条の13第2項）。

問 2

B社の令和元事業年度の所得の金額の計算上、土地甲の譲渡収入1億2,000万円は益金の額に算入し（法人税法22条2項）、譲渡原価8,000万円は損金の額に算入する（同法22条3項一号）。

問 3

A社の令和元事業年度の法人税の確定申告上、A社が納付した課徴金150万円は、損金の額に算入しない（法人税法55条4項三号）。

問 4

Pに譲渡した絵画の時価1,000万円は譲渡収入として益金の額に算入し（法人税法22条2項、22条の2第4項）、譲渡原価100万円は損金の額に算入する（同法22条3項一号）。時価と譲渡対価との差額700万円は役員給与に該当し、損金の額に算入しない（同法34条1項4項）。

問 5

C社において、所得税法上、役員賞与200万円の支払が確定した日から1年を経過した令和元年6月26日においてその支払があったものとみなして、当該役員賞与について所得税を徴収し、同年7月10日までに国に納付しなければならない（所得税法183条1項2項）。

第 1 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法64条の2第1項, 第3項
②	×	C社がEら5人に対して支払った報酬について, 特定課税仕入れを行った
		C社が消費税の納税義務を負う。
		消費税法2条1項八号の二, 八号の五, 4条1項, 5条1項
③	○	所得税法9条1項十五号
④	×	Fが単純承認をした場合と, 時価で譲渡があったものとみなすこととなる
		限定承認をした場合とでは, Aの令和元年分の所得税額は異なる。
		所得税法59条1項一号

第 2 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の金額	
	<u>加算すべき金額</u>	<u>減算すべき金額</u>
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式	, ,	6,500,000
B社株式	, ,	14,000,000
C社株式	, ,	600,000
(D社株式の譲渡についての申告調整)		
D社株式(源泉所得税等についての申告調整を除く)	, ,	20,000,000
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当及びみなし配当に係る所得税・復興特別所得税	12,583,825	, ,
預金の利子に係る所得税・復興特別所得税	122,520	, ,
(役員給与についての申告調整)		
専務取締役E	4,500,000	, ,
専務取締役F	2,100,000	, ,
(減価償却資産についての申告調整)		
建物G	3,300,000	, ,
機械装置H	, ,	122,528
機械装置I	2,656,199	, ,
ソフトウェアJ	, ,	1,500,000
ソフトウェアK	, ,	6,640,000
(貸倒損失についての申告調整)		
得意先L社	1,200,000	, ,
仕入先M社	, ,	10,000,000

第 2 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(交際費等についての申告調整)		
(1)に関する調製	5,050,000	, ,
(2)に関する調製	, ,	392,500
(租税公課の会計処理についての申告調整)		
(1)の会計処理に関する申告調整	, ,	26,500,000
(2)の会計処理に関する申告調整	96,250,000	, ,
(3)の会計処理に関する申告調整	4,366,000	, ,
(4)の会計処理に関する申告調整	, ,	5,000,000
(退職給付引当金についての申告調整)	2,500,000	
(その他の申告調整)
(欠損金についての申告調整)		43,500,000
(法人税額の計算)		
所得金額	
法人税額	
所得税額及び復興特別所得税額の控除額	12,706,345	
中間申告法人税額	
納付すべき法人税額	

第2問 答案用紙<3>

(租 税 法)

問2

(単位：円)

[問]

1

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料]1. についての申告調整	675,000	, ,
[資料]2. についての申告調整	, ,	200,000
[資料]3. についての申告調整	2,500,000	, ,
[資料]4. についての申告調整	800,000	, ,
[資料]5. についての申告調整	6,500,000	, ,

[問]

2

譲渡所得の金額	7,000,000
---------	-----------

第2問 答案用紙<4> (租税法)

問題2

問1

(単位：円)

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 給与所得・退職所得 | |
| (1) 給与所得の金額 | 20,750,000 |
| (2) 退職所得の金額 | 14,800,000 |
| (3) 課税退職所得金額に対する所得税額 | 3,348,000 |
| 2. 事業所得 | |
| 事業所得の金額 | 2,480,000 |
| 3. 譲渡所得 | |
| 総所得金額に含まれる譲渡所得の金額 | 1,435,000 |
| 4. 雑損控除 | |
| (1) 雑損控除の対象となる損失の金額 | 4,910,000 |
| (2) 雑損控除の金額 | 1,770,000 |
| 5. 社会保険料控除の金額 | 1,272,000 |

問2

(単位：円)

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 配当所得 | |
| (1) 配当に係る源泉所得税の金額(復興特別所得税を含めない。) | 240,000 |
| (2) 配当所得の金額 | 1,057,500 |
| (3) 配当控除額 | 105,750 |
| 2. 給与所得 | |
| (1) 特定支出の額 | 1,200,000 |
| (2) 給与所得の金額 | 6,180,000 |
| 3. 配当所得・給与所得以外の総所得金額 | |
| 配当所得・給与所得以外に総所得金額に含めるべき金額 | 110,000 |
| 4. 所得控除 | |
| 生命保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除の合計額 | 209,800 |

第2問 答案用紙<5> (租税法)

問題3

(単位：円)

[問]1. 課税売上割合の計算

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| (1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。) | 3,921,350,000 |
| (2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。) | 1,188,000,000 |
| (3) 非課税資産の輸出等の金額 | 1,120,000 |
| (4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。) | 384,836,400 |
| (5) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | 5,110,470,000 |
| (6) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | 5,495,306,400 |

[問]2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

- | | |
|---|-------------|
| (1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等のみ要するもの | 260,089,770 |
| (2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等のみ要するもの | 228,690 |
| (3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | 2,752,470 |

[問]3. 課税標準額に対する消費税額

274,796,220

[問]4. 納付すべき消費税額の計算

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 控除対象仕入税額 | |
| ① 個別対応方式による場合 | 262,566,993 |
| ② 一括比例配分方式による場合 | 236,763,837 |
| (2) 売上げの返還等対価に係る税額 | 4,974,450 |
| (3) 貸倒れに係る税額 | 504,000 |
| (4) 中間納付額(前課税期間の実績によっている。) | 4,950,000 |